

2026 年 7 月 28 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋三丁目1番8号
スタートプロシード投資法人
代表者名 執行役員 平出 和也
(コード番号:8979)

資産運用会社名
スタートアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役 平出 和也
問合せ先 管理部長 浜口 英樹
TEL. 03-6202-0856

資産運用会社における社内規程(運用ガイドライン)の変更に関するお知らせ

スタートプロシード投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が、資産の運用を委託するスタートアセットマネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、本資産運用会社における社内規程である運用ガイドラインを変更することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 運用ガイドラインの変更内容

主な変更内容は以下のとおりです(変更箇所は下線を付して表示しています。)

現行ガイドライン	運用ガイドライン変更案
第6章 利害関係人との取引方針 第49条 (利害関係人取引) 1. 本投資法人が当社の利害関係人等との間で資産の運用に係る取引を行おうとするときは、関連会社等との取引に関するルールに定める手続に則り、厳正に対処するものとする。 2. 前項の手続において、投資委員会で審議する前にコンプライアンスオフィサーはコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス面に関して審議する。更に、投資委員会で	第6章 利害関係人との取引方針 第49条 (利害関係人取引) 1. 本投資法人が当社の利害関係人等との間で資産の運用に係る取引を行おうとするときは、関連会社等との取引に関するルールに定める手続に則り、厳正に対処するものとする。<u>この場合において、利害関係人等の取締役その他これに準ずる役員を兼任する取締役(以下「兼任取締役」という。)は、コンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会における審議への参加は認められず、かつ当該取引に係る一切の議決権を有しない。兼任取締役は、当該議案に係る定足数及び議決権数の算定に含めないものとする。</u> 2. 前項の手続において、投資委員会で審議する前にコンプライアンスオフィサーはコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス面に関して審議する。更に、投資委員会で

は、外部専門家（弁護士等）を招聘することにより、コンプライアンス面に関して関係法令、規則等の遵守状況の検証を行うと同時に、利益相反の観点から問題がないかの検証を行うものとし、また、価格面についても取得又は売却に係る価格に関する確認を行うものとする。 3. 第 1 項において利害関係人等とは、以下に定める者をいう。 (1) 投資法人計算規則第 67 条第 4 項に規定される本投資法人の関連当事者に該当する者 (2) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正を含む。）第 8 条第 8 項に規定される関係会社に該当する会社等 (3)～(4) (記載省略)	は、外部専門家（弁護士等）を招聘することにより、コンプライアンス面に関して関係法令、規則等の遵守状況の検証を行うと同時に、利益相反の観点から問題がないかの検証を行うものとし、また、価格面についても取得又は売却に係る価格に関する確認を行うものとする。<u>前項の規定に違反して兼任取締役が審議又は議決に参加した事実が判明した場合、コンプライアンスオフィサーは直ちにその旨を取締役会に報告するとともに、当該取引の効力の有無を含め、弁護士その他の外部専門家の意見を徴した上で、必要な是正措置を講ずるものとする。</u> 3. 第 1 項において利害関係人等とは、以下に定める者をいう。 (1) 投資法人計算規則第 67 条第 4 項に規定される本投資法人の関連当事者（グループ九社（次条第 1 項において定義する。）及びスタート CAM 株式会社を含むがこれに限られない。）に該当する者 (2) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正を含む。）第 8 条第 8 項に規定される関係会社（グループ九社（次条第 1 項において定義する。）のうちスタートコーポレーション株式会社を含むがこれに限られない。）に該当する会社等 (3)～(4) (現行のとおり)
--	--

2. 運用ガイドラインの変更理由

本資産運用会社の代表取締役である平出和也が、スポンサーであるスタートコーポレーション株式会社の取締役を兼任することに伴い、利益相反管理の強化及び投資家保護の観点から、利害関係人等との取引に関する規定を一層厳格化すべく、運用ガイドラインを変更するものです。

3. 変更日

2026 年 7 月 28 日

4. 今後の見通し

本件による本投資法人の業績への影響はありません。

5. その他

本件につきましては、本日付にて関東財務局に臨時報告書を提出しています。

以 上

※ 本投資法人のホームページアドレス:<https://www.sp-inv.co.jp>